

第7回奈良県景観審議会 議事概要

日 時：平成26年12月24日（水） 午後2時00分～午後5時00分

場 所：春日野荘 天平の間

出席者：

【委員】 北口委員、佐野委員、長坂委員、鳴海委員、西田委員
山本委員、脇田委員、井岡委員、峯川委員、湊上委員

【事務局】 七尾景観・環境局次長

【幹事】 山口地域デザイン推進課長補佐、梶岡建築課長補佐、
尾畑地域政策課係長

【景観・自然環境課】 山本主幹、須原係長、藤田主査、栄主査、吉田主査
菅野主査、池田主任主事、中川主事

- 議 題：
- 1・景観法届出制度の運用状況について
奈良県における景観法の届出件数及び届出行為を報告。
 - 2・景観向上に向けた屋外広告物の取組について
なら景観調和広告賞の入賞作品、屋外広告物の規制・誘導方針等を報告。
 - 3・奈良県植栽計画について
奈良県植栽計画の概要とシンボルマークプレート、整備箇所写真等を報告。
 - 4・景観施策に関する県民WEBアンケートの実施概要について
景観施策に関するアンケート調査結果の概要を報告。
 - 5・昨年度審査指導部会付議案件の完了状況について
基準を超える色彩の使用を容認する答申を受けた菓子製造工場の増築の完了状況を報告。
 - 6・奈良県景観資産登録候補の審査について
奈良県景観資産(水辺景観)の登録候補を審議会にて審査。

公開・非公開の別： 公開（傍聴者：報道関係者1名、一般1名）

第7回奈良県景観審議会 議事録

平成26年12月24日(水) 午後2時～5時 春日野荘 天平の間

事務局より

開会

公開開催の案内(略)

景観・環境局次長あいさつ(略)

景観審議会員の紹介(略)

幹事の紹介(略)

西田委員 (議事録署名委員 鳴海会長、脇田委員を指名)

本日の議案(1)、情報提供に係る案件。これを事務局より、一括して説明をお願いしたいと思います。各委員からの質問・ご意見はできるだけ発言時間を多く取るようにしたいと思いますので、情報提供が全て終わった時点でお聞きしたいと思います。それではよろしく申し上げます。

須原係長 それでは奈良県の景観施策等について説明させていただきます。まずお手元に配布させていただいております、『奈良県の景観施策について』というカラー刷りの資料がございます。そちらの方をご覧くださいと思います。ここの中に県の景観施策として、大きく『景観法関連施策』『屋外広告物法関連施策』そして『植栽計画関連施策』の3つの柱を立てております。この中で今日は、景観法関連でいいますと、景観条例に基づく建築物の形態及び意匠等の規制・誘導。そして屋外広告物法関連施策でいいますと、奈良県屋外広告物条例による、良好な景観を形成するための規制・誘導。そして、景観・屋外広告物規制両方に関連することですが、県民・事業者への普及啓発。そして、植栽計画関連施策としまして、植栽計画の推進の現在の状況等についてご説明させていただきます。

それではまず、資料に基づきまして説明を順次させていただきたいと思いますが、まず、奈良県の景観施策の中でも景観法届出制度の運用状況について、資料1に基づきご説明させていただきます。

菅野主査 まず始めに、奈良県景観法届出制度の運用状況についてご報告いたします。資料の1をご覧ください。奈良県の景観法の届出件数ですけれども、平成24年度は139件、25年度は115件の届出がございました。今年度におきましては、10月末現在ですが、51件という状況になっております。平成24年から、届出の多かった、携帯基地局の設置工事の件数が落ち着いてきている事が、今年度の件数の減少要因に繋がっております。内訳等につきましては、おおよそ例年どおりとなっておりますので、説明の方は割愛させていただきます。以上、ご報告させていただきます。

須原係長 続きまして、情報提供②の景観向上に向けた屋外広告物の取組について資料4に基づいてご説明させていただきます。

菅野主査 続きまして、景観向上に向けた屋外広告物の取組についてご報告させていただきます。

こちらにつきましては4点ございまして、1点目は、『なら景観調和広告賞』についてです。昨年度に地域の特性を活かした良好な景観保全・創造のため、周辺の景観に調和・配慮された屋外広告物を募集し、優れた作品を表彰することにより屋外広告物業者の方々に景観に配慮する意識を高め、さらには、景観や屋外広告物に対する県民の皆さまの意識と関心を高めることを目的として、屋外広告物のデザインコンクール『なら景観調和広告賞』を創設いたしました。第1回となる昨年のコンクールにおきましては49作品と多くの作品が応募されました。審査委員長には本景観審議会の委員であります岩井委員にお願いし、また審査委員に淵上委員、井岡委員にもお願いしまして、合計6名の審査委員の皆さまに審査していただきました。審査の結果ですが、一般広告部門の優秀賞にはこちらの『遊 中川本店』が選ばれております。続いて、努力賞2点が、こちらの『心樹庵』の作品とこちらの『ホテルニューわかさ』の作品となっております。もう1個、リノベーション広告部門というものがございましたが、こちらの方は該当無しということで昨年度は終了しております。また、今年度は第2回なら景観調和広告賞を実施しており、先般12月15日に二次審査の方を終えて、各賞が決定しております。応募総数は54点と、第1回より多くの応募の方をいただいております。今回は第1回の開催の際に審査委員から『建物に掲出している広告物と野立の広告物は別に評価した方が良い』という意見を頂戴しておりましたので、今回の景観調和広告賞には、『独立広告部門』の部門を増やしましてのコンクールとなりました。結果として、一般広告部門の優秀賞にはこちらの『TAMA』の看板が選ばれております。同部門の次点としまして、奨励賞として『香芝KNデンタルクリニック』こちらの方が奨励賞として選ばれております。また、独立部門の優秀賞にはこちらの『鹿の注意喚起看板』が選ばれております。最後に、昨年度は対象がなかったリノベーション広告部門の方には『松寿堂』というこちらの看板が選ばれております。

続いて、2点目についてご報告させていただきます。禁止交差点の状況と今後の取組についてご報告させていただきます。昨年の審議会にてご報告しておりましたが、奈良県景観計画に定める広域幹線沿道の信号を有する交差点の周辺30mを屋外広告物禁止地域として定めております。平成22年10月から条例により禁止地域を定め、既存不適格物件については補助金制度を創設し、撤去等を実施してきました。また、そもそも違反広告物であるものについては自主撤去を促すための周知活動を続けております。結果として平成22年10月に禁止交差点内の223件あった物件が現在50件まで減少しています。こちらの写真は成果の一例ですが、国道168号線の王寺町跨線橋北交差点の状況となっております。違反広告物として残っている50件につきましては、今後も指導等を行って改善を行ってまいります。これまで行ってきた修景事業について、禁止交差点ではこのような成果を出すことができいております。今後はこの経験・ノウハウを活かしまして、交差点という点の活動から路線という線の取組へ移行していきたいと考えております。内容としましては、平成27年度事業で沿道景観向上推進事業を実施するというものであります。奈良県景観計画で定める広域幹線沿道の景観向上を行っていく事業となりますが、広域幹線の中から先ずモデル路線を決めて取り組みます。奈良県では平成14年より、屋外広告物法に基づく権限の一部を、事務処理特例条例により市町村に移譲しております。具体的な許可基準の制定や許可の認可、掲出物件の指導権につきましては市町村に権限がございまして。しかし、広告物の掲出の禁止区域の指定や、条例の制定権、屋外広告物業者の指導権限につきましては県にございまして。このような権限が分かれていますので取組に

なりますので、市町村連携は必須となってきます。そこで、モデル路線沿道の市町と協議会を設置しまして、平成27年度はその翌年の平成28年度より実行していく取組について計画を立てる期間としていきます。さらに、協議会の中では重点とすべき区間を決定し、その区間を重点的に取り組んでいきます。その取組にあたりまして、規制のあり方、違反指導の方法、改善を進めるための誘導手段（今までの補助金制度のようなものもあたります）、ガイドライン、そして情報発信方法等について検討を行っていきます。スケジュールにつきましては次のページになります。平成27年度はモデル路線の取組を行うための計画を練っていく期間としており、平成28年度に取組を開始していきます。その間にガイドラインについても案を作成していく予定です。モデル路線の取組を行い平成29年度からは、第2の広域幹線の協議会を立ち上げ、同様に取組を行っていく計画となります。平成30年度には残りの広域幹線沿道について取組を開始して、沿道景観の向上を図っていくというスケジュールになっております。

続きまして道標についてご報告させていただきます。こちらは現状のひとつの禁止交差点の写真となります。禁止交差点の取組の結果については先ほど報告させていただいたとおりですが、禁止交差点内に設置できるもの、いわゆる適用除外としている広告物で自家用広告物と道標がございます。この適用除外になる広告物で道標につきましては、縦80cm以内×横240cm以内の大きさで高さは4m以下、同支柱に2個以上設置する場合4.8m以下という基準はございますが、色彩等他の基準がないのが現状です。今後大きさ・高さはクリアしているのですが、現状の景観に配慮しないものが出てくることを抑制するためにも、その他の規制についてまとめているところでございます。現状、当課でまとめている内容についてご報告させていただきます。まず、景観に配慮してもらいたいという部分としまして、「周辺と調和したデザインに配慮する」、「他の道標等がある場合には高さを合わせて整序した掲出に配慮する」、「複数の道標で一つの内容を表現して見える表示にはならないようにする」、「複数の道標を設置する場合には一体として見えないように適度に間隔を空ける」、というものを決めております。また、道標として使用面積と色彩等についてですが、こちらに関しては、「案内誘導に係る表示はおおむね1/5以上になるようにし、方向を示す矢印等を併せて表示する」、「施設や事業所の名称と併せてロゴマーク等の関連情報を表示する場合には、表示面のおおむね1/5以下にする」、「使用する色彩、彩度はできるだけ抑える」、「ネオンサイン等は使用せず、光源の点滅はさせない」。こういった具体的な内容になってくるのですけれども、こういったものを作成しまして、今後業者への誘導等を行っていかうと考えております。

最後になりますが、景観・屋外広告の制度啓発リーフレットについてご報告いたします。お手元の資料の中のリーフレットが、昨年度作成した、『美しく風格のある奈良の創造に向けて』のリーフレットになっております。昨年の審議会で説明させていただきましたが、県民の皆さまに向けてのものとなっております。表紙で奈良県の景観について紹介させていただきまして、はじめの方に景観法の届出について、そして屋外広告の制度等について紹介させていただいております。裏表紙につきましては、県で取り組む他の事業についての紹介をさせていただきまして、県民の皆さまと一緒に景観をよくしていこうということをアピールするものとして作成しました。今回初めて作成したものですので、今後も更新して、よりよいものを作りあげていこうと考えております。屋外広告物については以上、ご報告させていただきます。

須原係長 それでは続きまして情報提供③『奈良県植栽計画』についてご説明させていただきます

す。

池田主任主事 お手元の資料5についてご覧下さい。お手元に配布しております、A4縦型の『奈良県植栽計画（「なら四季彩の庭」づくり）』と書いております冊子をお手元にご用意ください。こちらの冊子に関しまして、内容を簡単にまとめて説明させていただきます。この、奈良県植栽計画（「なら四季彩の庭」づくり）とは力ある郷土づくりを目指す計画で、平成26年3月26日に公表いたしております。彩りのある花や木を植えたり木々の姿を整えたりすることで、景観を整え県が持つ本物の魅力を向上させ次世代に引き継いでいきたいとの思いからこの計画の策定に至っております。植栽景観を向上させて行くには県内全域に及ぶ広範囲かつ長期にわたる取組が必要になります。ご覧のように、大きく、「理念」、「作庭方針」、「小庭（エリア）整備計画」の3つのパートで構成しております。各パートについて簡単に説明させていただきます。『なら四季彩の庭づくり』というキーワードを、全体を包括するキャッチフレーズとしまして、「奈良県を一つの庭と見立てた、四季折々の彩りを楽しむ庭づくり」を基本理念として掲げております。この理念には3つの思いを込めております。

まず、1つ目。『一つの庭』では県内各地の水辺・森林・山岳・歴史文化遺産などにより特徴ある景観が造られている一定の地域を小庭（エリア）としまして、その魅力を活かし、個々にその景観を整えながらもそれらが集まってできている奈良県全体が調和のとれた魅力ある一つの庭となることを目指すことを表しております。

2つ目の『四季折々の彩り』では、いつ訪れても四季折々の奈良の彩りを楽しめるような庭を、3つ目の『人が楽しむ』という部分では、住み、訪れる人が、見て、歩き、遊ぶことなどで楽しむ庭を目指すことを表しております。

次に作庭方針です。作庭方針とは、理念に基づき庭づくりを実現するための具体的な考え方をまとめたものとなっております。ここでいくつかご紹介いたします。

1つ目、『調和のとれた一つの庭づくり』では小庭（エリア）を整えるにあたって、他のエリアとの関係も考え、全体としての調和に配慮した庭づくりを行うということを、2つ目の『地域の景観資源を活かした庭づくり』では、その地が持つ景観資源の特徴を踏まえた整備手法によって、統一感のある整備を行うということを表しています。

3つ目が『四季折々の彩りの庭づくり』、4つ目では『人が楽しむ庭づくり』を目指します。

5つ目の、『庭づくりを続けるために』という部分では、庭づくりのための協働についてまとめてあります。庭づくりを進めていくには県だけでなく、国や市町村、地元団体、住民等の様々な主体による連携や協働が大切になってきます。様々な主体と十分な協議や調整を行い、適切な役割分担のもと、庭づくりを進めていきたいと考えております。

最後に小庭（エリア）整備計画についてです。これは、県内の主要な名所やその周辺の小庭（エリア）を対象として選定しまして、どのような方向性で整備を進めていくのか、ということ市町村の方とも協議を重ねながらとりまとめたものになります。

5ページをご覧いただけたらと思います。そして、この植栽計画のPR等に活用するためにシンボルマークを公募によって決定いたしました。計画に基づく整備箇所などにマークを記載したプレート等を設置することなどで活用して参ります。写真は一例目になります、馬見丘陵公園に設置されたものの写真となっております。お手元の資料をご覧いただきたいのですが、その次のページから、実際の整備箇所の写真を載せております。

最初に彩りのある樹木や花の植栽ということで、馬見丘陵公園の事例を掲載しております。チューリップ等によるパノラマ景観の創出ですとか花壇の整備等となっております。

また、五條のインターチェンジでは、彩りの少なかった五條のウェルカムゾーンにコスモスによる彩りを施しております。

また、次のページ、『安らぎを提供する空間の創出』というところをご覧くださいますと、川辺に花壇等を整備しまして、彩りを施しております。

また3番、『景観を阻害する樹木等の剪定』、ということで左下、郡山城の天守台に影響を及ぼしておりました支障木の伐採等を行っております。

また、右下、香久山の侵入竹林の伐採等も行っております。

また、次のページ、『移動空間の魅力の向上』ということで、大和中央道、大和まほろばインターチェンジ付近の中央分離帯の部分に花壇を創設しまして彩りを施しております。

またその次のページ、『すばらしい景観を楽しめる視点場の整備』ということで一番上ですが、王寺町明神山の自然の森公園というところで眺望景観の確保のための支障木の伐採を行った事例です。

また6番、『来訪者にも楽しんでもらうための工夫』としまして、馬見丘陵公園等ではフラワーフェスタなどを催しております賑わいを集めている様子を掲載しております。以上で植栽計画に関する説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

須原係長 それでは多少議案が前後して申し訳ございませんが、続きまして情報提供の①の3番、景観施策に関する県民WEBアンケートの実施概要について、説明させていただきます。

吉田主査 景観施策に関する県民WEBアンケートの実施概要について説明させていただきます。お手元の資料、資料3の方をご覧くださいませ。よろしいでしょうか。

県では、県が実施する事業をよりよく進めていくため、インターネットを利用した様々なテーマでアンケートを行っております。当課におきましては、奈良県景観計画を策定しましてから今年で丸5年となりますため、それを機会に、これまで県が行ってきた景観施策について、「認知度はどうか」、「施策について県民の方々がどう感じておられるのか」、といった点と、「県民の方々が考える良い景観」であったり、「規制、誘導の方策」、「協働できることがら」といった点に着目しアンケートを行いました。県内在住の18歳以上の方で、県民WEBアンケート会員に登録している方247人を対象としまして、平成26年10月16日から22日までの7日間で行いましたところ、201件の回答を得ることができました。

アンケートを行った結果としましては、景観施策の認知度が、景観の届出については55%、広告物のルールについては64%程度でした。平成24年度に広告物のルールについてアンケートを実施しております、当時の結果は58%でしたので、6%上昇している状況でございます。なお、建築物や広告物に対して設けているルールをもっと厳しくした方が良いという意見が61%ありました。

奈良県の良い景観についておたずねしましたところ、やはり歴史的な街並みや集落、大和青垣、山の辺の景観を挙げる回答が大きく過半数を超えております。自由記載の回答の中にも、そういった景観を守っていくために、しっかりと取り組んでほしいとの意見が多く見られました。

昨今話題の太陽光パネルの景観に与える影響について、行政としては懸念しているところでしたので、県民の方がどうお考えなのかというところでお伺いしたかったのですが、ご意見が分かれている状況ですので、他府県の情報を踏まえながら、もう少し検証していきたいと考えております。

今回はアンケートの結果の概要のみのお知らせとなりましたが、今後はもう少し分析を進め、景観計画を含めた景観関連施策全体の見直しを行っていきたいと考えております。審議会委員の皆さまにも、またご意見を頂戴したいと考えておりますので、その際はよろしく願いいたします。以上です。

須原係長 それでは続きまして、情報提供①の2番『昨年度審議案件・味覚糖奈良工場の完了状況』についてご説明させていただきます。

山本主幹 続きまして説明させていただきます。資料2をお願いいたします。

本件につきましては、昨年度本審議会の部会である審査指導部会でご審議並びにご答申いただき、その内容を本審議会に報告させていただいた案件の結果報告でございます。昨年度審議案件として味覚糖奈良工場というのをお願いいたしました。

まずは簡単に当該案件の審議概要を改めて説明させていただきます。この案件は大和郡山市昭和工業団地の入口部分にある味覚糖奈良工場における増築行為です。当該工場は外観のデザインに黄色をテーマカラーとしてこれまで造られてきましたが、既存施設での色使いを現行の奈良県景観計画の景観形成基準に当てはめると、基準を超える量の強調色がすでに使用されている状況でございました。このこと自体は、既存不適格ということになっております。しかしながら、申請者としては施設全体でのデザインコンセプトを今回の増築棟においても踏襲したいとの思いから、今回の増築棟の一部においても新たに強調色となる黄色を使用した計画を立案し、協議に及んだ状況です。審査指導部会においては、1枚目に添付している答申書に記載されていますように、施設全体を一群の建物としてとらえ、総合的な視点からご審議いただき、増築棟での強調色の追加使用をご容認いただいたとともに、申請者、そして我々に対し、今後に向けて考えなければならない事柄を意見として頂戴いたしました。これが昨年度、ご審議いただいた状況でございます。

現地におきましては、この答申をいただいた後、計画を実行し増築工事を完了しましたが、昨年の景観審議会を開催させていただいた時点ではまだ施設が工事中であったため、施設の完成状況を委員の皆さまにご覧いただけておりませんでした。ということで、今回、その状況を報告させていただこうと考えております。ここから資料に沿って説明させていただきます。

1枚目、先ほど申しましたように、昨年度当審議会から知事の方へいただきました答申書になります。2枚目以降につきましては、概要を改めて把握していただくために用意しました昨年度の資料の抜粋になります。2枚目は物件調書ということで、資料中程にあります増築部分での計画にあたってご審議をさせていただいた、というような経過です。3枚目につきましては敷地の位置図。4枚目につきましては施設配置図。少し着色されている部分が新たに増築しようとしたところになります。5枚目、6枚目につきましては、増築部分の立面図で、一番上にあります屋上部分にある黄色いパネルの色彩を計画するにあたって審議会でご審議をいただいたということになります。7枚目、既設棟を含む立面図。8枚目は、完成予想のパースの図面

になります。9枚目、最後のページですが、今年の初めに増築工事を完了した施設の現状の写真です。前のページのパースにできるだけ合わせて写真を撮るように心がけて撮ってきましたが、うまくお示しできてない点についてはご容赦いただきたいと思います。

現状の写真を見ていただきますと、外に向かって大きくガラス面を見せている低層の建物が今回の増築棟です。その横の既存棟に接続され、使用されているということです。左下の写真が増築棟を横から見た状態になっております。このような形でご審議いただいた案件については、現場の方が完了しているという状況でございます。今後につきましても、先生方のご意見をお伺いすべき事柄については景観審議会に諮らさせていただくなどしながら進めて参りたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。以上です。

須原係長 議事次第の(1)情報提供に係る事務局からの説明は以上でございます。それでは、会長がお見えになりましたので、会長に進行の方をよろしく願いいたします。

鳴海会長 遅れて申し訳ないです。それでは今、ご説明のあった報告について、ご質問・ご意見がありましたら、どうぞよろしく申し上げます。

長坂委員 広告物の取組について、資料4の景観向上に向けた屋外広告の「なら景観調和広告賞」については、悪いものを取り締まるのではなく、いいものを推進しようという意味ではよい方向に動き出していると思えました。

ただ、気になったところが1カ所あります。11ページの鹿の注意喚起看板です。広告全体として、広告は多くない方がいいというのが大きな流れとしてあります。これはデザインがいかどうかではなく、鹿の注意ということだけでこんなに3枚も続けて建てる必要があるのかということをおし上げたいです。

それから、次の資料5『奈良県植栽計画』についてです。全体の取組としてはいいと思いますが、やすらぎを提供する空間の創出というところで秋篠川沿いの景観が、掲載されています。個人的な好みが入るかもしれませんが、一般的にこれを「良い」と言っただけではいけないかと思えます。次のページをめくっていただいて『4、移動空間の魅力の向上』というところでも同じことです。前にも申し上げたことがあります。花壇一般についての意見として、「花がたくさんあればいい」というのはむしろ景観上・色彩上は正しいと思いません。全部がだめとは言いませんが、むやみにいろんな色彩を持つてくるということは、穏やかな奈良盆地の基調となる色調とは相反するものになってしまうので、少し慎重に扱わなければいけないと思います。花壇については、むやみに取り組むと良くなるのではないかと、ということをきちんと考えながら、むやみにいいと思っただけではいけないのではないか、という意見です。

それからもう一つ、資料2の既存案件の味覚糖工場については私も審議に関わらせていただき、前向きに取り組んだものを評価していこうというかたちで進められ、良かったと思います。穏やかにおさまったまとめられた景観と思っております。ちょっと妙な言い方ですけども、奈良の一般的な色調を考えるとこれを通して良かったのかと思われる人もいらっしゃるかもしれませんが、この案件について、もしこれを許容範囲の色調で、「こんな色ならいいですよ、茶色のこの範囲だったらいいですよ」とか選ぶこともできました。しかし、この建物の場合、既存不適格として既存の黄色のものがもうあるわけです。それは一定のポテンシャルを持って造

られている。ここでもし、許容範囲ではあるけれど黄色と全然違うもので造られたときどうなるか、という観点で言うと、変な言い方ですけども、悪くはないかなと思います。

ただ、写真はパース・完成予想図に比べなんとなく雑然とした印象を持つと思われます。理由として電柱とガードレール、フェンスが相当な景観阻害要因であることは間違いありません。建物だけではなくて手前にあるものがいかに影響を及ぼしているかということ、景観審議というのはどういうものなのかということをもう一回みんなで共有した方がいいだろうということが私の感想です。

鳴海会長 はいどうもありがとうございました。先ほどの鹿の看板について、現場をよくご存じの方にとってはどういうことなのでしょう。何かお答えすることがありましたらお願いします。

山本主幹 広告のデザイン賞の際には、「公共看板としては思い切って勝負してきたな」というところも含めてご評価いただいたと思います。3枚あってどうかという点について、担当課とも議論、話をしなければと思いました。曖昧な回答ですいません。

長坂委員 広告の違反の指導では、『ごちゃごちゃいっぱい建てないでまとめられるものはまとめましょうよ』というのが大まかな方向だったと思います。だとすると、環境デザインをやる者としてここに建てようと思わないで、方向を示すための青い標識と一体的に表示させるとかだったらまだいいと思いますが、ここに3枚も新たに建てるってということにより緑地の見え方が悪くなるわけですから、むやみに増やしてしまうということに対してもっと神経質になるべきです。自分たちが看板を少なくしようと言っているのに、増やしているっていうのは、気をつけないといけない。かなり問題あるんじゃないかなと思います。ですからこれについて本当はもっと反論できないといけないと思います。

鳴海会長 花壇については、淡路島に兵庫県の景観園芸学校があり、以前に花壇の景観の評価を学生たちにしてもらったことがあります。今、先生がおっしゃったように、「花壇はとても難しい」というのが学校で教えている一番のコンセプトです。安易にたくさん色を使った花壇を造るプロにならないで欲しいと教えているんです。たくさんきれいな花が咲くようになって、市民は嬉しいと思い、なんか良いという評価があるのですが、景観園芸をやっている専門家から見ると、地域性が消えてしまい、場所によってとても悪い影響を与えているというとても厳しい見方をされます。

市民一般には、花がたくさんになればいいということはあると思いますが、景観という観点から考えると、もう少しレベルを上げて考えてほしいということは僕も思います。花が増えると嬉しいとみんな言いますが、景観・景色は壊れるんです。変な使い方をしすぎると壊れるというのがありますので、景観の施策の一環としてやるのですから、もう少しデザインのレベルを上げてほしいということは僕も思います。

脇田委員 今の議論と共通するところがありますが、植樹に際して桜の木を植えることがよく行われます。桜の美しさを日本の国民はよく知っているわけですが、どこにでも桜を植えればい

いのかということになりますと、それは違うと思います。奈良県内では、桜より紅葉や他の植物の方が適している場所というのも多々あると思います。桜を多用することは、独自性、風土性とかを薄れさせてしまう結果になるのではないかと考えております。

それからもう一つ、先ほど、太陽光パネルについてアンケートの結果が出ておりましたが、明日香村や周辺のところでも、太陽光パネルを設置したいという要望はかなりあります。ところが、明日香村では設置できないということになっています。奈良にはシャープもあり、そういうところと県が、風致にあった太陽光パネルを研究開発していただけないだろうかと思っております。

鳴海会長 私も常々そう思っています。地域の景観の中にうまくはまっていくように開発側が考えるというのは当然のことだと思うので、努力していただきたい。

淡路島では、なかなか利用が進まない埋立地に太陽光パネルを並べてしまうんです。そうすると景観づくりってがんばっているのに、道を走っているとパネルだらけになってしまってますね。なかなか難しい問題ですが、何枚かのパネルをやめて、木を植えるなどの工夫をしていただければと思います。

他になければ、これで終えてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

須原係長 それでは、議事次第の（１）情報提供について以上で終了させていただきます。引き続き、（２）の奈良県景観資産登録候補の審査について皆さまにお願いしたいと考えております。よろしくお願いたします。

（休憩）

鳴海会長 それでは再開します。奈良県景観資産について事務局より説明をお願いします。

藤田主査 「奈良県景観資産登録候補について」という資料をお配りしております。審査フロー等について、毎年同じ方針なのですが、奈良県景観資産は、毎年決めましたテーマに関して新規の応募がございましたものを主と致しまして、それ以外には過去に選定していただいて「まほろば眺望スポット100選」となっているものの内まだ景観資産になっていないもので今回のテーマに合致したもの、あるいは、過去の応募でテーマにそぐわないため登録はされなかったが、今回のテーマには合致しているものを候補として、今回審査をいただくという方針となっております。

今年度は、水辺景観というテーマで募集させていただきまして、新規の応募のあったもの67件、まほろば眺望スポット100選の中で水辺に合致するもの10点、それから、過去に応募のありました中から、水辺の景観であってまだ登録されていない2点を合わせまして、79件を候補とさせていただいております。

審査手順ですが、例年はこれらの候補に関して「誰でも容易に視点場等に立ち入り、当該景観を眺めることができること」ということに併せまして「その場所の管理者や所有者の合意があること」、「地元市町村の合意があること」という点について事務局の方で事前審査するのですが、今年は候補数が多いということもございまして、後者二つに関しましては審査が終わっ

た後にチェックしたいと思っており、今回は立ち入れる場所かどうかのみ事前審査しております。事前審査を経た79点の候補から、20～30件の選定をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから次のページに、事務局としての審査方針の案を示しています。今回は水辺景観（水が生み出す景観）ということで、水辺を望む景観はもちろんですが、それ以外にも、水に関わり繰り広げられる営みについても景観資産として登録していきたいと考えております。また河川に関しましては、流域を辿って行くに従ひまして、川上から川下まで多彩な風景があり、それぞれに相応しい景観というものもあるので、そういうものも一連のものとして、移動景観として評価いただひても良いかと考えております。今回の応募で、河川を含む良好な景観というのが34件ございましたけれども、この中で飛鳥川及び吉野川に関しましては、その流域の多くのポイントが候補として挙がっておりますので、それも一連のものと考えながら、どこが相応しいかを評価いただひけたらと考えております。

滝を含む良好な景観というものが7件あります。滝は写真では水面が見えないですけども、近くまでいけば滝壺もございますし、水面もあり、水に親しめる場所です。また、県が重点的に振興を図っております県南部・東部地域の市町村から、滝の応募が多数ございました。地元の誇るべき景観ということもございますので、水辺の景観として挙げております。その他、湿地の植物を含む景観、古墳の堀や集落の環濠を含む景観、ため池や公園の池といったものを含む景観、ダム湖を含む景観というようなものも挙がっております。

それから、水田を含む景観と言うことで、7点ございます。水田は、年中水があるわけではなく、植物が茂ると水より植物がメインとなることもございますし、水のない田んぼの稲刈りの時期なども含めて総合的に評価するべき景観ではないかとの意見もございました。委員の皆さまのご同意が得られれば、水田に関する景観に関しましては「田園の景観」というような、ふさわしいテーマを今後設定しまして、そのときに対象とすることを考えております。今回は件数が多いということもございますので、この7件は今後、別のテーマの時の審査対象とすることにつきましても、皆さまのご意見をいただひきたいと思っております。

次のページの方に、選出方法ということで、皆さまのお手元でございます付箋を使って、気に入った候補に30票まで投票いただこうと考えております。そして、出席いただひている委員様の過半数の投票があつたものは当選候補としたいと考えておりますが、過半数のものが多すぎる、あるいは少なすぎるという時には、ご審議いただひけたらと考えております。

例年の審査と異なる部分としまして、応募のあつた写真だけでは周辺の状況が分からないというご意見を以前よりいただひておりますので、今回はそれぞれの場所に関しまして、できるかぎり周辺写真を準備しております。各委員さんのご要望のある場所についてスクリーンに周辺写真を映させていただひたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

その後に、参考として過去3回のテーマと登録件数等を書かせていただひております。それから、次のページに審査の考え方として、水がある景観というのは当然ですけども、その周辺にどれだけいろいろな景観の要素があるか、あるいは一つの河川沿ひの一連の景観、ダム湖等の近景から遠景に連なる多彩な景観等も評価いただひけたらと考えています。

今回の候補に関しましては水辺景観候補（79点）というところがございますので、こちらの方を参考にお願ひしたいと思ひます。

鳴海会長 はい、どうもありがとうございました。それでは、水田、田んぼを外すということについてはいかがですか。

長坂委員 水田かどうかというよりも、水面があるということで景色が良いと言えればいいのかと思います。水面の反射が美しい田んぼの景色、それは水の景観ですから、田んぼであるからと削らなくてもいいのかなと思います。

脇田委員 稲作、弥生の文化ということでもあるかと思いますが、水田というのは、別のテーマ・柱を立てて検討された方がいいと思います。もちろん、水田が水辺に合致していないというのではなくて、別立てにしたほうがむしろそれが活かされると考えております。

西田委員 私も別立てがいいかと思います。田園景観というのは人々の営みの景観として奈良県の特徴を出すものだと思います。柿の葉の柿園とかそうめんづくりとか、そういうのをひっくるめて田園景観、生業景観あるいは、営みの景観といいますか、人々の関わっている景観こそ奈良らしいと思いますので、別立てで一つのジャンルをつくった方がいいのではないかと思います。

長坂委員 今のおっしゃることには実は僕も賛成で、生活景観みたいなものを取り上げるのは非常にいいと思います。一つのもものがどっちかのジャンルで入選されるというのは、スタイルとしていいのかなと思っているのですがいかがでしょうか。

鳴海会長 水辺としていいと思ったら投票していただき、生活とか農業とかくらしの景観的なジャンルは、改めて考えていただきたいという意見を添えて、この審査を進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

鳴海会長 ここに、水は見えないんですけども湿地の植物というのがありますが、水によって育てられている、ということで、今は審査対象に含まれていますので、お含みいただいて投票いただければと思います。それでは、第一次投票をお願いします。

(第一次投票：15分)

藤田主査 ただいま過半数の6票以上の候補21件を掲示させていただいております。

まず、10票・満点のものが、川の9「室生大野寺の宇陀川と磨崖仏」です。

9票のものが、川の19の「シオカラ吊橋」、20番の「明日香川源流の細谷川の女淵」、49番・池の2番「三社池から春日野園地と若草山・春日山を望む」。以上3点です。

8票のものが、1番・川の1「奈良公園内を流れる吉城川」2番川の2「竜田川唯一の渓流地「馬鋤淵」、17番・川の17「赤岩溪谷」42番・湿地の1「岡田の谷の半夏生園」48番・池の1「猿沢池越しに興福寺五重塔と五十二段を望む」、78番・水田の6「棚田の中の伏見のため池」、以上6点です。

7票入っておりますのが、44番・堀の2「今西家住宅を映す今井町西側の環濠」、45番・

堀の3「孝元天皇陵と一体となった剣池からの遠望」、65番・ダムの2番「国の名勝に指定されている月ヶ瀬梅溪とその周辺（ダム湖に掛かる橋と月ヶ瀬梅林）」、79番「菩提寺付近より大和三山を望む」。以上4点です。

6票入っているものですが、16番・川の16番「丹生川上神社中社前の高見川」、22番・飛鳥川の3番「飛鳥川の飛び石から明日香稻渚の集落を望む」、33番・吉野川の6番「栄山寺橋と吉野川」、37番・滝の3番「七滝八壺」、58番・池の11番「桜の花を纏った耳成山の姿を映す古池」、61番・池の14番「中戸新池から眺める秋の紅葉」、63番・池の16番「高嶋神社境内の宮池と浮舞台で奉納される雅楽と舞」。以上7点です。

以上21点が過半数を獲得しております。これらを当選候補としてよいかご議論をお願いいたします。

鳴海会長 過半数の6票以上のものが21点ありますが、採択でよろしいでしょうか。後でもう一度写真を見て確認してもらいますが、この段階で6票以上は候補に挙げておきたいと思えます。

藤田主査 過半数以下のもので、ぜひこれは登録した方がいい、というような所がございましたら御議論いただけたらと思います。

長坂委員 現地をよくご存じの委員より応援演説をしていただけるとよいと思います。よろしくをお願いします。

長坂委員 前回、街道景観の議論でもありましたが、一般的に、市民の間では自分が住んでると良いところを良いと思えません。従って、その景観は放っておくと失われてしまうため、この委員会で、良いということで評価し、「失われやすい景観を保全するという意味で意義がある」という議論があったと思います。何点かはそういう感じで投票しました。

脇田委員 それでは、応援、いいですか。5票のところ、三輪の「井寺池」です。ここの景観というものは、川端康成の碑を中心に写真を撮ってありますが、後ろを向きますともう一つ池があり、そこからの三輪山が非常に美しく、そして逆さの三輪山が写るという最高のポジションがあります。靈感のある場所で、歴史的にも絶対に取り上げておくべきだと、確信しております。

鳴海会長 今のようなご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。

山本委員 4票の水上池です。佐紀楯列古墳群の連なる場所にありまして、すぐ北側が、磐媛陵になります。冬になりますと水鳥が飛来してきて、野鳥の会さんや自然観察の方々がよく散策されているところです。ただ、今後開発が行われるかなど読めないなというエリアでもありますので、推薦しておきたいと思えます。

佐野委員 大和郡山の環濠集落の風景を入れていただきたいと思えます。大和の中は盆地と言うこ

とでため池がたくさんあり、それとこの環濠集落というのは独特の歴史と景観を持っているところだと思います。

長坂委員 私もここは行ったことがあるんです。集落の反対側の景色がやや壊れかけていて、どうするんだということです。「集落のいい部分をちゃんと特徴付けるように周りをこれからやっ
ていこう」という観点で選ぶか考えるべきだと思います。

鳴海会長 去年一度出てきてますよね。

藤田主査 去年も街道景観の候補として挙がっております。去年は「街道」といった観点から、番
条(ばんじょう)の環濠集落を景観資産として登録いただいているところです。

長坂委員 34番「やな漁」は生産・生活景観なのかもしれませんが、周辺の写真等もあれば見
せていただきたい。うまくいったら非常にいいなと思います。景色として美しいかどうかは
微妙だと思いますが投票しました。

佐野委員 これはある時期だけの景色ですが、もっと土手のところから川の景色を撮られたら、
ちょうど川の西側の方には、五條新町の街並みももう少し写りますし、建物、まちの景観と川
とが両方写る、いい画ができると思います。

北口委員 私もやな漁と環濠集落を入れました。一年に一回でも、なくさないで続いているとい
うところに入れたいと思いました。環濠集落の方は、周りに写っている擬木の柵や、先程話題
になった花など、少し気になるところはありましたが、奈良の歴史的なものということで、も
う少しきれいに整備して、風景として美しく残して欲しいと思っております。

佐野委員 環濠集落の入口には、稗田阿礼をお祀りしたお社もあります。観光地としてアピール
していくのに良い場所と思います。

鳴海会長 去年も江川先生から、「大事な景観だからがんばりすぎた」と言ったような意見があり
ました。他に応援はありませんか？

長坂委員 滝の景色では、滝を巡って散歩できる一定エリアが保たれていて、ワンショットだけ
見てもあんまりよくないんだけど、全体として散策する意味では貴重なんだ、というもの
がないのでしょうか。曾爾村の滝など、地図を見ると、散策するにはいいのかなと思ったりす
るんですけど、ご存じの方がいたら教えていただけたらと思います。

一つの滝が小さくても、連続的に次々とシーンが出てくるような場合ではワンショットの写
真では伝えにくいと思いますので、もし散歩道とセットでいいのであればこういうのもあるだ
ろうと思いました。

井岡委員 4票の千尋の滝というのは、すごくいい滝です。その周辺にもたくさん滝があります。

大台ヶ原から、途中で1泊してでないと行けないと思います。いつも水量がそこそこあって、途切れることなくきれいに见れる滝です。いいなと思いますが行くのは大変なところですよ。

長坂委員 今のアクセシビリティの問題は、アクセスしにくくても、行った価値があるという評価ができるなら遠くてもみんな手間かけて行きます。

鳴海会長 1泊の価値がありそうです。

井岡委員 ここには、立派な滝だけでも5つくらいあります。それと溪谷もすごくきれいです。

長坂委員 話を聞いてると、いいような気がします。

鳴海会長 そういう情報もここだけでなく、もっとあればいいんですが。

山本委員 1枚の写真だけで判断せざるを得ないところが投票しづらいのかと思います。川端康成の所や、水上池、環濠にしてもその背景っていうのがあって、見えてくる部分というのがあるのかなと感じています。

佐野委員 それでは5票の吉野上市の妹山です。川の様子がもう一つよく分かりませんが、大事なところかと思って投票しました。国指定なんですか。

脇田委員 国の天然記念物指定です。

佐野委員 大切な樹林が景観として残っている場所で、歌舞伎の妹背山婦女庭訓（いもせやまおんなていきん）の舞台となっているところです。西の方に向かって写真を撮られると、夕日の時には、川筋が真っ赤になる時期もあります。夕景の中を、近鉄のちっちゃな車両が鉄橋をわたって行くという季節もあります。同じような写真が投票されていて大切な場所の写真と思います。

鳴海会長 川と地形と集落の形がとてもきれいな珍しい景色だと思います。

長坂委員 それじゃ同じ5票の、五新鉄道跡と南朝皇居跡です。五新鉄道はいろんなところで架橋が残っていて、景観上、批判的に見てる人もいらっしゃるかもしれませんが、うまく残ってるところは産業遺産との組み合わせという意味で、川とセットで取り上げてても良いのかなと思います。投票しました。

鳴海会長 他にはないでしょうか。

長坂委員 応援の逆もよろしいでしょうか？ たとえば先程桜ばかりだというご意見がありました。写真はきれいだけれども、道路を歩いてると手すりが非常に見苦しい。「桜だけだ」とい

う話になってしまう。この川の5なんかは、桜の写真が余りにきれいすぎるかな、って感じました。

長坂委員 つまり、川のコントロールの仕方っていうのも景観デザインの話として重要で、川の護岸と通りがあり、そこを人が歩いて、そのときに川全体として捉えてそのうちの一部として桜も効果的だと言えないといけない。桜だけに特化しすぎて選ぶと、水辺の空間としてはちょっと弱くなってしまうかもしれません。

山本委員 まだ少し桜の木が若い。

佐野委員 奈良県では高田や五條、それに秋篠川や、佐保川など、わりと良い形で残してるかと思えます。

鳴海会長 今までのご意見を整理すると新たに8つを候補に入れたらどうかというご意見がありますが、それについてどういう風に決めたらよろしいでしょうか。

山本委員 事務局の方で、何点まで、と決めておられるのでしょうか。

藤田主査 あまり多くを挙げてしまうと、特に優れた景観に絞り込んだと言いくくなるので、30点前後までにとどめたいと思います。

脇田委員 他にまだいっぱい良いところがあるので、ゆとりを少し残しておく方がいいと思います。また次の機会に、追加していくこともありうるわけです。

佐野委員 後から追加していくという機会はあるんですか。

藤田主査 毎年新たなテーマを設定してきておりますので、テーマに合えば、今回漏れているものでも新たに候補対象となります。従って、今回登録対象にならなかったから、今後も登録対象とならないわけではありません。

鳴海会長 最初の年は32点、次が22点で去年が29点で、今年はこれを入れると29点になります。だから多たって訳ではないです。

峯川委員 もう一度同じテーマでやることも考えておられますか。

山本主幹 まったく同じテーマで応募をかけようとは今のところ思っておりません。ただ、同じ場所でもいろんな切り口での見え方があると思いますので、そのときに応募していただいて、ある場所が今回ダメだったとしても、その場所が違う切り口で、残すべき景観であったとか進めるべき景観であったという場所があれば、また取り上げていく機会があろうかと考えております。

長坂委員 もうちょっとクローズアップされてくれば、例えば、街道景観2とか水辺景観2というのも、悪くはないのかなと思います。

山本主幹 今、先生がおっしゃられたように、たくさん知っていただくという方向に出れば街道景観2がありえるのかもしれませんが、そこはまた、御議論をいただくような機会がありましたらと思っております。事務局としては迷っているというのが現状です。

長坂委員 今、100選だからといってそれを今度守るべき規制をかける、というのとはイコールではないですね。

山本主幹 はい、考え方ではありません。みんなに知っていただくことを主に置くのか、テーマの中の良い場所というところにポイントを置いていくのか、というところを少し考えなければならぬと思います。

鳴海会長 ちょっと気になるのは、曾我川沿いの桜並木については、写真はいいのですが物語性が少し足りない感じがします。

長坂委員 ワンショットにかなり依存している景色だと思います。

鳴海会長 現場をご存じの方にもう少し評価していただけるとありがたいですが。

山本委員 奈良って川沿いの桜が多いなと思います。秋篠川もそうですし、佐保川もそうですが、どこに行ってもある風景にみえてしまうこともあります。手前味噌ですけども、この写真だったら佐保川の桜のほうがいいのではとったりします。そこであえて、ここの桜は大丈夫、という理由がほしい気がしています。

長坂委員 おっしゃるとおりだと思います。このような議論をしたくて「応援の逆」をとり上げました。

鳴海会長 ではご異存がなければ下げたいんですがよろしいですか。それでは、28点を選ぶのはどうですか。決定でよろしいでしょうか。

はい。どうもありがとうございました。ではこの28点で今回の選定にしたいと思います。じゃあこれで審査を終えますのでお返しします。

事務局より

景観・環境局次長あいさつ

閉会

以上